

# 高齢者の生活支援を住民主体で実施する 訪問サービス活動団体に補助金で応援します！



## 活動団体とは？

「集積所まで歩いて行けないのでゴミ出しができない」「高いところに手が届かないので窓ふきができない」等、高齢になると生活の中でちょっとした困りごとがでてきます。そのような生活の中での困りごとを、住民主体(有償・無償)で支援し、地域で支え合うために活躍する団体です。

- \*団体の支援者は、5人以上とし、訪問介護員等の資格を持っている方や松阪市生活支援サービス担い手養成研修修了者とします。
- \*活動エリア…住民自治協議会単位を想定しています。

## どんな活動をするの？



### 活動例

簡単な調理、一般的な掃除、洗濯、ゴミ出し、ゴミの分別、布団干し、買い物代行、買い物の同行(徒歩に限る)、屋内の整理整頓、衣替え、石油ストーブ灯油の補充、窓ふき、草抜き、電球の交換等



## どうしたら補助金がもらえるの？



「松阪市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体型訪問サービス事業補助金」

松阪市高齢者支援課へ活動団体の登録と補助金申請が必要になります。

また、月次報告書を記載し、3か月ごとにまとめて市へ提出、年度活動終了後は、活動実施報告書等を提出していただきます。

### 【補助額】

基準額 上限月額10,000円

加算(基準額に準じて次の金額を加算)

活動エリア加算…活動エリアより広域に活動した場合  
上限月額 10,000円

利用者人数加算…月当たりの利用者延べ人数が、10人以上の場合  
上限月額10,000円

※飲食代、建築工事、自動車や不動産等の取得費にあてるとはできません。

また、他の補助制度により、既に補助を受けているものは対象となりません。

本事業についてのご質問は下記までご連絡ください。

松阪市 健康福祉部 高齢者支援課

☎:0598-53-4099 FAX:0598-26-4035